



長野県報

8月14日(木)
平成20年
(2008年)
第1990号

目次

規則

長野県景観規則の一部を改正する規則(建築指導課) 2

告示

障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定(健康づくり支援課) 5

障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退(健康づくり支援課) 5

信州ものづくり産業投資応援条例に規定する製造業等を営む法人等の投資を応援する区域(経営支援課) 5

土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域の指定(2件)(砂防課) 5

土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域の指定(2件)(砂防課) 5

土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域の指定(2件)(砂防課) 6

土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定(2件)(砂防課) 6

公告

特定非営利活動法人の設立の認証申請(生活文化課NPO活動推進室) 7

都市計画の図書の写しの送付及び縦覧(生活排水課) 7

漁業法に基づく遊漁規則の変更の認可(園芸畜産課) 8

国土調査法に基づく成果の認証(農地整備課) 8

土地改良区の定款変更の認可(農地整備課) 8

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく特定鳥獣保護管理計画に係る公聴会の開催(森林づくり推進課野生鳥獣対策室) 8

土地区画整理事業の事業計画の変更の認可(都市計画課) 8

土地改良区役員の就退任の届出(2件)(農地整備課) 9

土地改良区役員の退任の届出(農地整備課) 9

土地改良事業施行協議の審査結果の縦覧(農地整備課) 9

土地改良事業の工事の完了(3件)(農地整備課) 10

一般競争入札(住宅課) 10

一般競争入札(病院事業局) 11

水道法に基づく指定給水装置工事事業者の指定(事業課) 12

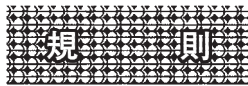
水道法に基づく指定給水装置工事事業者の事業の廃止(事業課) 12

警備業法に基づく検定(生活安全企画課) 12

住民監査請求の監査結果(監査委員事務局) 14

一般競争入札(福祉政策課) 17

一般競争入札(文化財・生涯学習課) 18



長野県景観規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成20年8月14日

長野県知事 村井 仁

長野県規則第37号

長野県景観規則の一部を改正する規則

長野県景観規則(平成4年長野県規則第41号)の一部を次のように改正する。

第5条第3号中「政令」を「景観法施行令(平成16年政令第398号。以下「政令」という。)」に改める。

第8条第1項中「条例」を「景観育成重点地域及び景観育成特定地区の区域以外の区域における条例」に改め、同条第2項第3号中「この項において」を削り、同項第7号中「法(のり)面」を「法面」に改め、同条に次の2項を加える。

3 景観育成重点地域における条例第10条第4項第6号の規則で定める工作物及び規模は、別表第1のとおりとする。

4 景観育成特定地区における条例第10条第4項第6号の規則で定める工作物、行為及び規模は、別表第2のとおりとする。

附則の次に次の別表を加える。

(別表第1)(第8条関係)

景観育成重点地域の名称	工作物	行為	規模
浅間山麓景観育成重点地域	(1) コンクリートプラント、クラッシュプラントその他これらに類するもの (2) 自動車車庫の用途に供する施設 (3) 飼料、肥料、石油、ガス等を貯蔵する施設 (4) 汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設 (5) 電気供給又は電気通信のための施設 (6) この欄の(1)から(5)までに掲げる工作物以外の工作物	(1) 建築物の新築、増築、改築又は移転	当該建築物の高さ13メートル以下であり、かつ、当該行為に係る部分の床面積20平方メートル以下であるもの
		(2) 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	当該修繕若しくは模様替又は色彩の変更に係る面積25平方メートル以下であるもの
		(3) 第2欄の(1)から(4)までに掲げる工作物の建設等	当該工作物の高さ13メートル以下であり、かつ、築造面積20平方メートル以下であるもの
		(4) 第2欄の(5)に掲げる工作物の建設等	当該工作物の高さ8メートル以下であるもの
		(5) 第2欄の(6)に掲げる工作物の建設等	当該工作物の高さ5メートル以下であるもの
		(6) 土石の採取又は鉋物の掘採	地形の外観の変更に係る土地の面積300平方メートル以下であり、かつ、当該行為により生じる法面又は擁壁の高さ1.5メートル以下であるもの
		(7) 法第16条第1項第3号及び政令第4条第1号に掲げる行為(土石の採取又は鉋物の掘採を除く。)	変更に係る土地の面積300平方メートル以下であり、かつ、当該行為により生じる法面又は擁壁の高さ1.5メートル以下であるもの
		(8) 政令第4条第4号に掲げる行為	その高さ3メートル以下であり、かつ、その用に供される土地の面積100平方メートル以下であるもの
ハヶ岳山麓景観育成重点地域	(1) コンクリートプラント、クラッシュプラントその他これらに類するもの (2) 自動車車庫の用途に供する施設 (3) 飼料、肥料、	(1) 建築物の新築、増築、改築又は移転	当該建築物の高さ13メートル以下であり、かつ、当該行為に係る部分の床面積20平方メートル以下であるもの
		(2) 建築物の外観を変更する	当該修繕若しくは模様替又は色

	<p>石油、ガス等を貯蔵する施設 (4) 汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設 (5) 電気供給又は電気通信のための施設 (6) この欄の(1)から(5)までに掲げる工作物以外の工作物</p>	<p>こととなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 (3) 第2欄の(1)から(4)までに掲げる工作物の建設等 (4) 第2欄の(5)に掲げる工作物の建設等 (5) 第2欄の(6)に掲げる工作物の建設等 (6) 土石の採取又は鉞物の掘採 (7) 法第16条第1項第3号及び政令第4条第1号に掲げる行為(土石の採取又は鉞物の掘採を除く。)</p>	<p>彩の変更に係る面積25平方メートル以下であるもの 当該工作物の高さ13メートル以下であり、かつ、築造面積20平方メートル以下であるもの 当該工作物の高さ8メートル以下であるもの 当該工作物の高さ5メートル以下であるもの 地形の外観の変更に係る土地の面積300平方メートル以下であり、かつ、当該行為により生じる法面又は擁壁の高さ1.5メートル以下であるもの 変更に係る土地の面積300平方メートル以下であり、かつ、当該行為により生じる法面又は擁壁の高さ1.5メートル以下であるもの その高さ3メートル以下であり、かつ、その用に供される土地の面積100平方メートル以下であるもの</p>	<p>高砂丘陵・千曲川下流域景観育成重点地域</p>	<p>(1) コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの (2) 自動車車庫の用途に供する施設 (3) 飼料、肥料、石油、ガス等を貯蔵する施設 (4) 汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設 (5) 電気供給又は電気通信のための施設 (6) この欄の(1)から(5)までに掲げる工作物以外の工作物</p>	<p>(5) 第2欄の(6)に掲げる工作物の建設等 (6) 土石の採取又は鉞物の掘採 (7) 法第16条第1項第3号及び政令第4条第1号に掲げる行為(土石の採取又は鉞物の掘採を除く。) (8) 政令第4条第4号に掲げる行為 (1) 建築物の新築、増築、改築又は移転 (2) 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 (3) 第2欄の(1)から(4)までに掲げる工作物の建設等 (4) 第2欄の(5)に掲げる工作物の建設等 (5) 第2欄の(6)に掲げる工作物の建設等 (6) 土石の採取又は鉞物の掘採</p>	<p>当該工作物の高さ5メートル以下であるもの 地形の外観の変更に係る土地の面積300平方メートル以下であり、かつ、当該行為により生じる法面又は擁壁の高さ1.5メートル以下であるもの 変更に係る土地の面積300平方メートル以下であり、かつ、当該行為により生じる法面又は擁壁の高さ1.5メートル以下であるもの その高さ3メートル以下であり、かつ、その用に供される土地の面積100平方メートル以下であるもの 当該建築物の高さ13メートル以下であり、かつ、当該行為に係る部分の床面積20平方メートル以下であるもの 当該修繕若しくは模様替又は色彩の変更に係る面積25平方メートル以下であるもの 当該工作物の高さ13メートル以下であり、かつ、築造面積20平方メートル以下であるもの 当該工作物の高さ8メートル以下であるもの 当該工作物の高さ5メートル以下であるもの 地形の外観の変更に係る土地の面積300平方メートル以下であり、かつ、当該行為により生じる法面又は擁壁の高さ1.5メートル以下であるもの</p>
<p>国道147号・148号沿道景観育成重点地域</p>	<p>(1) コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの (2) 自動車車庫の用途に供する施設 (3) 飼料、肥料、石油、ガス等を貯蔵する施設 (4) 汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設 (5) 電気供給又は電気通信のための施設 (6) この欄の(1)から(5)までに掲げる工作物以外の工作物</p>	<p>(1) 建築物の新築、増築、改築又は移転 (2) 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 (3) 第2欄の(1)から(4)までに掲げる工作物の建設等 (4) 第2欄の(5)に掲げる工作物の建設等</p>	<p>当該建築物の高さ13メートル以下であり、かつ、当該行為に係る部分の床面積20平方メートル以下であるもの 当該修繕若しくは模様替又は色彩の変更に係る面積25平方メートル以下であるもの 当該工作物の高さ13メートル以下であり、かつ、築造面積20平方メートル以下であるもの 当該工作物の高さ8メートル以下であるもの</p>				

	(7) 法第16条第1項第3号及び政令第4条第1号に掲げる行為(土石の採取又は鉋物の掘採を除く。)	変更に係る土地の面積300平方メートル以下であり、かつ、当該行為により生じる法面又は擁壁の高さ1.5メートル以下であるもの
	(8) 政令第4条第4号に掲げる行為	その高さ3メートル以下であり、かつ、その用に供される土地の面積100平方メートル以下であるもの

(備考) この表の各項の第3欄の(1)から(5)までに掲げる行為にあつては、当該行為に建築物又は工作物の外観に公衆の関心を引くための形態又は色彩その他の意匠(面積が3平方メートルを超えるものに限り、営利を目的としないものを除く。)があるもの(当該意匠がある状態が30日を超えて継続しないものを除く。)を除く。

(別表第2)(第8条関係)

景観育成特定地区の名称	工作物	行為	規模
伊那市西箕輪景観育成特定地区	(1) コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの	(1) 建築物の新築、増築、改築又は移転	当該行為に係る部分の床面積20平方メートル以下であるもの
	(2) 自動車車庫の用途に供する施設	(2) 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	当該修繕若しくは模様替又は色彩の変更に係る面積25平方メートル以下であるもの
	(3) 飼料、肥料、石油、ガス等を貯蔵する施設	(3) 第2欄の(1)から(4)までに掲げる工作物の建設等	当該工作物の高さ5メートル以下であり、かつ、築造面積20平方メートル以下であるもの
	(4) 汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設	(4) 第2欄の(5)に掲げる工作物の建設等	当該工作物の高さ8メートル以下であるもの
	(5) 電気供給又は電気通信のための施設	(5) 第2欄の(6)に掲げる工作物の建設等	当該工作物の高さ5メートル以下であるもの
	(6) この欄の(1)から(5)までに掲げる工作物以外の工作物	(6) 土石の採取又は鉋物の掘採	地形の外観の変更に係る土地の面積300平方メートル以下であり、かつ、当該行為により生じる法面又は擁壁の高さ2メートル以下であるもの
	(7) 法第16条第1項第3号及び政令第4条第1号に掲げる行為(土石の採取又は鉋物の掘採を除く。)	(7) 法第16条第1項第3号及び政令第4条第1号に掲げる行為(土石の採取又は鉋物の掘採を除く。)	変更に係る土地の面積300平方メートル以下であり、かつ、当該行為により生じる法面又は擁壁の高さ2メートル以下であるもの
	(8) 政令第4条第4号に掲げる行為	(8) 政令第4条第4号に掲げる行為	その高さ3メートル以下であり、かつ、その用に供される土地の面積100平方メートル以下であるもの

(備考) この表の第3欄の(1)から(5)までに掲げる行為にあつては、当該行為に建築物又は工作物の外観に公衆の関心を引くための形態又は色彩その他の意匠(面積が3平方メートルを超えるものに限り、営利を目的としないものを除く。)があるもの(当該意匠がある状態が30日を超えて継続しないものを除く。)を除く。

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成20年9月1日から施行する。
(長野県景観条例に基づく景観育成重点地域における届出を要しない行為の規模等を定める規則の廃止)
- 長野県景観条例に基づく景観育成重点地域における届出を要しない行為の規模等を定める規則(平成18年長野県規則第12号)は、廃止する。

建築指導課